



埼玉県報

第2204号

平成22年7月27日

火曜日

目次

告示

- [自衛官の募集に関する告示\(地域政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [県営土地改良事業大里南部地区（湛水防除事業）計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [都市計画事業の事業認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業認可\(道路街路課\)](#)
- [埼玉県公園施設予約システム導入運用業務委託に関する落札者の公示\(公園スタジアム課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の住所変更告示\(建築安全課\)](#)
- [県立学校総務事務システム等に係るヘルプデスク等業務委託に関する入札公告\(県立学校人事課\)](#)
- [ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借契約に関する落札者の公示\(会計課\)](#)
- [交通管制システム上位装置設備賃貸借に係る一般競争入札の公告\(施設課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示\(大宮県税事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [個人演説会等施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [個人演説会等施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

○ [個人演説会等施設の指定取消し\(選挙管理委員会\)](#)

○ [監査結果の公表\(監査第一課\)](#)

○ [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)

○ [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)

雑報

○ [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

○ [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

○ [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

告 示

埼玉県告示第千四十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 募集区分

自衛官候補生（男子及び女子）

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者（自衛官候補生募集要項参照）

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成二十二年八月一日から九月十日まで

五 入隊時期

平成二十三年三月及び四月

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成二十二年九月二十日（男子）

平成二十二年九月二十五日（男子）

平成二十二年九月二十六日（男子・女子）

平成二十二年九月二十七日（男子・女子）

ロ 試験場の位置及び名称

航空自衛隊入間基地

埼玉県狭山市稻荷山二丁目三番地

航空自衛隊熊谷基地

埼玉県熊谷市拾六間八百三十九番地

陸上自衛隊大宮駐屯地

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和合同庁舎三階 電話〇四八 八三一 六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS 1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八 六五一 二四二〇）

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四 二九二三 四六九一）

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八 四六六 四四三五）

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八 五二二 四八五五）

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四 二二 六一五七）

告 示

埼玉県告示第千四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
（変更前）特定非営利活動法人所沢市長生クラブ連合会
（変更後）特定非営利活動法人所沢市いきいきクラブ
- 三 代表者の氏名
山上 三一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市緑町一丁目六番十七 五百二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く高齢者の方々および一般市民に対し、健康増進や長年の経験を生かした社会への奉仕などを支援すること、また労働意欲や社会参加意欲のある高齢者を高齢化社会の「貴重なマンパワー」と位置付け多様な就労形態を研究提案することによって、元気な高齢者が活動的なライフワークを行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サンライフ菜の花

三 代表者の氏名

島崎 洋子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目四三番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、さいたま地域の高齢者や障害者に対し、地域で健康で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ドリームスカイ ユニオン
- 三 代表者の氏名
中川 龍示
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市桜区上大久保五一九番地一
埼玉県浦和・大久保合同庁舎一号館
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民、企業、学校、行政等に対し、協働の推進、支援を行い、アーティスト、市民団体、学校、行政などの事業・活動が円滑に運営され、豊かで充実した市民社会づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業大里南部地区（湛水防除事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十二年七月二十八日から

平成二十二年八月二十五日まで

二 縦覧場所

熊谷市役所

告示

埼玉県告示第千四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

川越市

二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画道路事業三・四・十三号 本川越駅前通線

三 事業施行期間

平成二十二年七月二十七日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県川越市通町、西小仙波町一丁目及び二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第千四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

桶川市

二 都市計画事業の種類及び名称

桶川都市計画道路事業三・四・二十三号 坂田寿線

三 事業施行期間

平成二十二年七月二十七日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県桶川市末広二丁目及び三丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第千四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県県営公園施設予約システム導入運用業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県都市整備部公園スタジアム課公園管理・スタジアム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札を決定した日

平成22年 7 月 9 日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号

5 落札金額

66,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 入札の告示を行った日

平成22年 5 月 25 日

告示

埼玉県告示第五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	埼玉県知事第十七号
名称	財団法人日本住宅・木材技術センター
変更後の住所	東京都江東区新砂三丁目四番二号
住所の変更日	平成二十二年七月二十九日

告 示

埼玉県告示第五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校総務事務システム等に係るヘルプデスク等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年10月1日（金）から平成23年9月30日（金）まで。ただし、翌年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (6) 国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市から本件業務と類似の業務を過去2年の間に請け負い、誠実に履行した実績のある者であること。
- (7) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務システム担当 榎原、真中 電話048-830-6820（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月7日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月6日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月6日（月）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 平成22年9月7日（火）午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年8月26日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年 8 月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話 048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Comprehensive help desk service for the Saitama Computerized Administrative System and on-site support service for the Saitama Computerized Administrative and Travel Expense Systems at the prefectural schools.

(2) Time-limit for the tender

By the electronic tender system; by 10:00 a.m., September 7, 2010

By registered mail; must be received by 5:00 p.m., September 6, 2010

In person; by 5:00 p.m., September 6, 2010

(3) Contact Information

Prefectural School Management and Personnel Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone

048-830-6820

告 示

埼玉県告示第五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3
丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年6月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京センチュリーリース株式会社 東京都港区浜松町2丁目4番1号
- 5 落札金額
214,396,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年4月23日

告示

埼玉県告示第五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

交通管制システム上位装置設備の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年3月1日(火)から平成28年2月29日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局施設課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局施設課安全施設担当 新藤 電話 048-832-0110 内線 2292 ファ
クシミリ 048-831-8626

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

平成22年8月9日（月）までに、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

平成22年8月9日（月）までに、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月10日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月9日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月10日（金）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局施設課 平成22年9月10日（金）午前11時00分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年9月2日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県

所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年8月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of Traffic Control System Central Computer
- (2) Time-limit for tender:By the electronic tender system;10:30a.m.,September 10,2010 By mail;5:00p.m.,September 9,2010 In person;10:30a.m.,September 10,2010
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Facilities Division,General Affairs Department,Saitama Prefecture Police Headquarters.Takasago3-15-1,Urawa-ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2292

告 示

埼玉県大宮県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県大宮県税事務所長 人見 正 明

氏名又は名称	徳栄商事株式会社
代表者の氏名	日野久枝
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町三丁目三三三番地
指定取消年月日	平成二十二年四月三十日

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年六月十六日

指令越建セ第二二〇〇一七〇号

二 検査済証番号

平成二十二年七月二十三日

越建セ第一四七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字椿六三一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字椿六三番地一

色井 健雄

告示

埼玉県選管告示第百五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、八潮市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
八潮市勤労青少年ホーム	八潮市大字南川崎五二三番地	八潮市長	四〇人

告示

埼玉県選管告示第百六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、東松山市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
松山市民活動センター	東松山市松本町一丁目九番三五号	東松山市長	三七八人

告示

埼玉県選管告示第百七号

川越市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定した次の個人演説会等施設について、その指定を取り消した旨の報告があった。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
川越福祉センター	川越市新宿町一丁目一七番地七	川越市勤労者福祉サービスセンター理事 長	五〇〇人

告 示

埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定に基づき
監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公
表する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

1 監査の概要

(1) 監査の対象団体及び監査実施時期

埼玉県が補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）及び公の施設の管理業務を委託している団体（指定管理者）について監査を実施するもので、このうち29団体について、平成21年8月から平成22年3月までの間に実施した。

(2) 監査の対象事項

ア 平成20年度に埼玉県が交付した補助金等財政的援助に係る出納その他の事務

イ 平成20年度に埼玉県が委託した公の施設の管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の結果

監査対象団体別の監査の結果は、次のとおりである。また、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・ 指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が違法又は不当であると認められるもののうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの
- ・ 注意事項は、違法又は不当であると認められるもののうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの

(1) 補助金等交付団体

監査対象団体	学校法人越生学園
所管部局	総務部（学事課）
監査実施日	職員調査 平成21年11月6日 委員監査 平成22年2月2日（書面）
財政的援助等の内容	私立学校運営費補助金 289,648,000円 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 82,590,000円 結核予防費補助金 81,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人智香寺学園
所管部局	総務部（学事課）
監査実施日	職員調査 平成21年11月6日 委員監査 平成21年12月18日（書面）
財政的援助等の内容	私立学校運営費補助金 326,087,000円 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 65,150,400円 結核予防費補助金 190,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人九里学園
所管部局	総務部（学事課）

監査実施日	職員調査 平成21年11月17日 委員監査 平成22年 2月22日
財政的援助等の内容	私立学校運営費補助金 521,183,000円 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 156,118,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人塩原学園
所管部局	総務部（学事課）
監査実施日	職員調査 平成21年11月20日 委員監査 平成22年 3月 3日
財政的援助等の内容	私立学校運営費補助金 366,375,000円 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 96,578,000円 結核予防費補助金 104,000円 粒子状物質減少装置装着補助金 55,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人立教学院
所管部局	総務部（学事課）
監査実施日	職員調査 平成21年11月20日 委員監査 平成22年 2月10日（書面）
財政的援助等の内容	私立学校運営費補助金 117,408,000円 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 8,662,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人山村学園
所管部局	総務部（学事課）
監査実施日	職員調査 平成21年11月25日 委員監査 平成21年12月18日（書面）
財政的援助等の内容	私立学校運営費補助金 473,597,000円 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 114,338,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人明の星学園
所管部局	総務部（学事課）
監査実施日	職員調査 平成21年12月 2日

	委員監査 平成22年 2月22日
財政的援助等の内容	私立学校運営費補助金 179,993,000円 私立学校(幼稚園)運営費補助金 35,253,000円 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 2,617,300円 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 1,088,000円 結核予防費補助金 28,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人早稲田大学
所管部局	総務部(学事課)
監査実施日	職員調査 平成21年12月14日 委員監査 平成22年 2月23日
財政的援助等の内容	私立学校運営費補助金 140,109,000円 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 17,976,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人慶應義塾
所管部局	総務部(学事課)
監査実施日	職員調査 平成21年12月21日 委員監査 平成22年 1月27日(書面)
財政的援助等の内容	私立学校運営費補助金 113,362,000円 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 10,769,900円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人大室学園
所管部局	総務部(学事課)
監査実施日	職員調査 平成21年11月26日 委員監査 平成21年12月24日(書面)
財政的援助等の内容	私立学校(幼稚園)運営費補助金 57,019,000円 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 1,820,000円 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) 192,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人宮原学園
所管部局	総務部(学事課)

監査実施日	職員調査 平成21年11月26日 委員監査 平成21年12月24日(書面)
財政的援助等の内容	私立学校(幼稚園)運営費補助金 51,091,000円 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 1,724,000円 私立幼稚園特別支援教育費補助金 2,352,000円 私立幼稚園が行う子育て支援事業補助金 120,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人ひまわり学園
所管部局	総務部(学事課)
監査実施日	職員調査 平成21年12月4日 委員監査 平成22年2月2日(書面)
財政的援助等の内容	私立学校(幼稚園)運営費補助金 133,805,000円 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 4,004,000円 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) 218,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人朝霞たちばな学園
所管部局	総務部(学事課)
監査実施日	職員調査 平成21年12月8日 委員監査 平成22年2月2日(書面)
財政的援助等の内容	私立学校(幼稚園)運営費補助金 55,706,000円 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 1,436,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人八潮小澤学園
所管部局	総務部(学事課)
監査実施日	職員調査 平成21年12月8日 委員監査 平成22年1月15日(書面)
財政的援助等の内容	私立学校(幼稚園)運営費補助金 51,471,000円 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 1,300,000円 私立幼稚園特別支援教育費補助金 1,568,000円 私立幼稚園が行う子育て支援事業補助金 65,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人峯徳学園
--------	----------

所管部局	総務部（学事課）
監査実施日	職員調査 平成21年12月11日 委員監査 平成22年 1月22日（書面）
財政的援助等の内容	私立学校（幼稚園）運営費補助金 94,262,000円 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 2,580,000円 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助）240,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人おとり学園
所管部局	総務部（学事課）
監査実施日	職員調査 平成21年12月15日 委員監査 平成22年 2月10日（書面）
財政的援助等の内容	私立学校（幼稚園）運営費補助金 50,800,000円 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 1,428,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人宝国寺学園
所管部局	総務部（学事課）
監査実施日	職員調査 平成21年12月16日 委員監査 平成22年 1月15日（書面）
財政的援助等の内容	私立学校（幼稚園）運営費補助金 50,959,000円 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 1,156,000円 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助）138,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人富士見市社会福祉事業団
所管部局	福祉部（高齢介護課）
監査実施日	職員調査 平成22年 1月14日 委員監査 平成22年 1月27日（書面）
財政的援助等の内容	特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 93,312,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人高栄会
所管部局	福祉部（高齢介護課）
監査実施日	職員調査 平成22年 1月15日

	委員監査 平成22年 1月27日(書面)
財政的援助等の内容	特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 60,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人吉祥福寿会
所管部局	福祉部(高齢介護課)
監査実施日	職員調査 平成22年 1月19日 委員監査 平成22年 2月18日(書面)
財政的援助等の内容	特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 43,200,000円 軽費老人ホーム事務費補助金 11,116,705円 民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 3,207,597円 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 4,045,500円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人朋映会
所管部局	福祉部(高齢介護課)
監査実施日	職員調査 平成22年 1月19日 委員監査 平成22年 2月 2日(書面)
財政的援助等の内容	軽費老人ホーム事務費補助金 32,567,538円 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 4,458,690円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人椿寿会
所管部局	福祉部(高齢介護課)
監査実施日	職員調査 平成22年 1月21日 委員監査 平成22年 2月10日(書面)
財政的援助等の内容	軽費老人ホーム事務費補助金 30,874,922円 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 1,898,437円 民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 3,710,713円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人柏樹会
所管部局	福祉部(高齢介護課)
監査実施日	職員調査 平成22年 1月25日

	委員監査 平成22年 2月 2日(書面)
財政的援助等の内容	軽費老人ホーム事務費補助金 31,798,548円 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 3,332,625円 民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 10,532,529円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人越寿会
所管部局	福祉部(高齢介護課)
監査実施日	職員調査 平成22年 1月29日 委員監査 平成22年 2月10日(書面)
財政的援助等の内容	軽費老人ホーム事務費補助金 30,599,732円 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,866,950円 民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助金 10,298,720円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	川島町土地改良区
所管部局	農林部(農村整備課)
監査実施日	職員調査 平成22年 1月27日 委員監査 平成22年 2月10日(書面)
財政的援助等の内容	県費単独土地改良事業補助金 3,300,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	上用水堰土地改良区
所管部局	農林部(農村整備課)
監査実施日	職員調査 平成22年 2月 2日 委員監査 平成22年 2月10日(書面)
財政的援助等の内容	県費単独土地改良事業補助金 3,300,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	大里用水土地改良区
所管部局	農林部(農村整備課)
監査実施日	職員調査 平成22年 2月 3日 委員監査 平成22年 2月18日(書面)

財政的援助等の内容	県費単独土地改良事業補助金 5,742,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

(2) 指定管理者

監査対象団体	財団法人埼玉県公園緑地協会
所管部局	都市整備部(公園スタジアム課)
監査実施日	職員調査 平成21年 8月 5日 委員監査 平成21年12月17日
財政的援助等の内容	公の施設の管理委託 羽生水郷公園(指定管理) 158,268,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部(社会福祉課)
監査実施日	職員調査 平成21年 8月18日 委員監査 平成21年12月17日
財政的援助等の内容	公の施設の管理委託 埼玉県立児童養護施設おお里(指定管理) 363,980,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

1 監査結果

(1) 監査の対象事務

平成20年度・平成21年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 138機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	東京事務所、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、浦和県税事務所、川口県税事務所、大宮県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
保健医療部	北足立福祉保健総合センター、入間西福祉保健総合センター、大里福祉保健総合センター、埼玉南福祉保健総合センター、朝霞保健所、鴻巣保健所、坂戸保健所、熊谷保健所、春日部保健所、越谷保健所、県立大学、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	産業技術総合センター北部研究所
農林部	川越農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、農業大学校、花と緑の振興センター
県土整備部	朝霞県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	伊奈新都市建設事務所、八潮新都市建設事務所、越谷建築安全センター
教育局	南部教育事務所、西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター深谷支所、総合教育センター江南支所、スポーツ研修センター、浦和図書館、熊谷図書館、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、小川げんきプラザ、神川げんきプラザ、岩槻高校、浦和工業高校、浦和商業高校、浦和東高校、大井高校、大宮工業高校、大宮光陵高校、大宮中央高校、越生高校、鴻巣女子高校、越谷北高校、越谷西高校、越谷東高校、越谷南高校、坂戸高校、幸手商業高校、狭山清陵高校、菖蒲高校、庄和高校、誠和福祉高校、所沢北高校、南稜高校、羽生高校、富

	士見高校、三郷高校、吉川高校、与野高校、和光国際高校、蕨高校、上尾特別支援学校、岩槻特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、特別支援学校塙保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、宮代特別支援学校、和光特別支援学校
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、大宮西警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、朝霞警察署、草加警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、深谷警察署、行田警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署

備考

平成22年4月1日付け組織改正等

改正前		改正後	
部局	機関	部局	機関
保健医療部	福祉保健総合センター（4所）	保健医療部	廃止
	越谷保健所		廃止
	県立大学		廃止
都市整備部	伊奈新都市建設事務所	都市整備部	廃止
教育局	菖蒲高校	教育局	閉校

(3) 監査実施日

平成21年11月30日～平成22年3月31日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	自然の博物館	<p>次の業務委託契約において、指名競争入札としながら「競争入札参加資格者名簿」に登載されていない業者を指名したことは、不適切であった。</p> <p>1 第2・第3・特別収蔵庫燻蒸業務委託契約 (1)平成20年度 (1,417,500円) (2)平成21年度 (1,438,500円)</p> <p>2 特別天然記念物カモシカ食害対策事業(特別調査)業務委託契約 (1)平成20年度 (2,272,810円) (2)平成21年度 (2,258,457円)</p>

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	浦和県税事務所	<p>動産を差し押さえた場合には、差押動産・有価証券出納簿に記載することとなっている。平成20年度に差押動産の紛失事故が発生したことを受けて、税務局長名で各県税事務所長あてに通知を出し、管理の徹底を図ったにも関わらず、21年度の差押動産・有価証券出納簿に記載しなかったことは、不適切であった。</p>
総務部	自動車税事務所	<p>証紙売払い代金の納入について、金額を記入していない納入通知書に公印を押印した上で、事前に証紙購入者に交</p>

		<p>付していた。</p> <p>このことは、平成19年度、20年度の監査において、適正執行するよう現場指導をしていたが、21年12月の職員予備監査時点でも是正されていなかったことは、不適切であった。</p>
農林部	川越農林振興センター	<p>平成21年1月に指名競争入札により発注した工事について、再度の入札に付しても落札者がなかった。このため、2月に設計内容を変更した上で、2件の工事に分割し、再度の入札に付し落札者がないことを理由に随意契約によって契約を締結した。</p> <p>しかし、地方自治法施行令第167条の2第2項では、再度の入札に付し落札者がなく随意契約とする場合は、「契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない」と規定されている。設計変更した2件の工事については、競争入札に付すべきであり、随意契約により締結したことは不適切であった。</p> <p>20 伊佐沼第102号樋管工事(9,100千円) 20 伊佐沼第103号浚渫工事(6,240千円)</p>
教育局	嵐山史跡の博物館	<p>平成21年度の展示設備等保守点検業務委託(630千円)について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 見積合わせのため徴取した見積書のうち1社分が、社印及び代表者印が押されておらず無効であったにもかかわらず、これを除外せずに見積合わせを実施した。 予定価格調書において、税抜き価格の記載金額が誤っていた。
教育局	熊谷図書館	<p>平成20年度の駐車場整備工事を工事請負(需用費945千円)と碎石購入(210千円)に分割して発注した。</p> <p>工事請負と碎石購入を別契約とすべき理由はなく、契約を分けた結果、支出負担行為決議及び契約書が省略できる軽易な契約となった。</p> <p>この工事は、材料費を含めた一括発注とし、支出負担行為決議を得た上で契約書を作成すべきであり、分割したことは不適切であった。</p>
教育局	スポーツ	<p>昭和63年6月に取得した体力診断システム(取得価格</p>

	研修センター	<p>11,500 千円、パソコン、自転車エルゴメーター、各種測定機器など)17 点のうち、パソコンなど 4 点を平成 14 年 3 月に廃棄した。しかし、他の 13 点は、15 年 7 月に廃棄したと考えられるが、不用決定等必要な手続を取らなかった。</p> <p>また、重要物品等カードに 14 年 3 月廃棄の記載がされていないかった。</p> <p>これら備品の管理において、必要な手続がなされていないことは、不適切であった。</p>
教育局	歴史と民俗の博物館	<p>販売のための図録等の在庫管理について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 図録等の販売の都度に物品売払い整理簿を記入していなかった。 2 定期的な在庫確認及び物品売払い整理簿との照合を怠ったため、36 品中 14 品の在庫数が物品売払い整理簿の残数量と一致していなかった。
教育局	大井高校	<p>平成21年度の体育施設開放事業で県民が利用した4件の体育館使用料(8,285円)について、納入催告などの適切な債権管理が行われていなかった。</p> <p>また、そのうちの2件(3,325円)は、埼玉県財務規則で定められている期限内に督促状が発行されていないことは、不適切であった。</p>
教育局	大宮工業高校	<p>おもいっきりスポーツ外部指導者サポート事業及びスポーツスペシャリスト外部指導者サポート事業では、外部指導者に対する報償費は実施月の翌月25日までに支払うこととされているが、両事業での支払について、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 おもいっきりスポーツ外部指導者サポート事業 <p>平成20年度事業で、20年6月及び7月実施分の報償費をまとめて9月に、また、20年8月及び9月実施分をまとめて10月に支払っていた。</p> <p>また21年度事業で、21年6月から9月までの報償費4か月分をまとめて12月に支払っていた。</p> 2 スポーツスペシャリスト外部指導者サポート事業 <p>21年度事業で、21年6月から10月までの報償費5か月分</p>

		をまとめて12月に支払っていた。
教育局	所沢北高校	<p>平成 21 年 3 月に、生徒用椅子 200 脚 (458,850 円) 及び折りたたみ椅子 100 脚 (429,450 円) をそれぞれ見積合わせにより、納入事業者を選定して、購入を行った。</p> <p>2 件の契約は、同種の物品の購入であり、見積合わせ日及び納品日が近接していた。</p> <p>計画的な予算執行を心がけ、一括発注により予定価格調書を作成し、請書を徴するべきであった。</p>
教育局	与野高校	<p>平成 21 年 4 月の行政財産使用料 (33,505 円) について、納入期限の翌日から起算して 40 日以内に督促状により督促すべきところ、納入期限後、3 か月以上経過してから督促状を発送していた。</p> <p>また、21 年 8 月の行政財産使用料 (24,001 円) において、納入期限の翌日から起算して 40 日以上経過しながら、督促状を発行していなかった。</p> <p>これら行政財産使用料の債権管理において、必要な手続を行わなかったことは不適切であった。</p>
教育局	蕨高校	<p>平成 21 年 4 月に行政財産使用許可をした 6 件について、22 年 3 月まで使用料 (626,993 円) の調定及び納入通知を行わなかったことは不適切であった。</p>
教育局	蕨高校	<p>平成 20 年度旧定時制職員室床修理 (260,400 円) に係る見積合わせに当たり、見積参加業者 3 者あてに依頼文書を送付した。</p> <p>しかし、3 者から提出された見積書は積算根拠が異なるものとなっていた。</p> <p>このため、同じ条件による見積合わせが行われないうまま、業者を選定していたことは不適切であった。</p>
教育局	特別支援学校坂戸ろう学園	<p>平成 21 年 1 月に厨房休憩室入口改修工事 (507,150 円) を実施した。</p> <p>この契約の予定価格は 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかったことは不適切であった。</p>
警察本部	深谷警察署、吉川警察署	<p>平成 20 年度の深谷警察署及び 21 年度の吉川警察署の路側式道路標識補修工事 (単価契約) において、単価契約の工事内容に対する理解が不十分であったため、発注書に記載した工事内容と、施工を指示した工事内容が異なっていた。</p>

		施工しようとした工事と異なった発注書を作成したこと、及び発注書の内容と施工が異なっていたにもかかわらず履行確認を行ったことは、不適切であった。
--	--	---

告 示

埼玉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
環境部	産業廃棄物指導課	平成 20 年 10 月 3 日 (第 2019 号)	<p>P C B 廃棄物保管事業者指導では、毎年度、保管状況について届出の指導を行っているが、保管事業者の約 2 割にあたる 400 以上の者が届出を行わない状況が続いている。</p> <p>P C B 廃棄物の管理では、全国的に事業者の長期に渡る保管中の紛失や不適正な処理が発生しているため、厳しい管理が求められている。</p> <p>未届者に対しては、立入検査を行うとともに、悪質な者に対しては、罰則の適用を視野に入れた厳格な指導を行うべきであった。</p>	<p>平成 20 年度から 21 年度にかけて、20 年度未届出の 372 者全員を対象に重点的な調査を行い、立入検査指導を行うなど強力な届出指導を実施した。</p> <p>その結果、届出対象者数 2,156 のうち届出者数が 2,133 となり、事業所の移転先が不明の 23 者を除き、すべて解消した。</p> <p>今後も引き続き届出指導を継続し、未届出の解消を図っていく。</p>
環境部	資源循環推進課	平成 20 年 10 月 3 日 (第 2019 号)	<p>「埼玉県ごみの散乱防止に関する条例」に関する事業として、ごみの散乱防止を訴えるチラシを作成・配布するなど啓発活動を行ってきた。</p> <p>しかし、県はこの条例に基づく取締りやパトロールをほとんど行ったことはなく、違反者を摘発して罰則を適用した例もない。</p> <p>依然として、国道や県道などの交差点周辺を始めごみが散乱している場所も多く、ごみの散乱行為が改善されたとは言い難い。</p> <p>警察と連携してごみの散乱が著しい交差点周辺の集中的な取締りを行ったり、地域住民の協力を得てパト</p>	<p>ごみの散乱防止には、県民の環境美化への関心を高めていくことが重要であるため、6月の環境月間を中心に行われる市町村の清掃活動に対して、ごみ回収袋を配付した。(23万枚)</p> <p>また、平成21年6月に市及び地域清掃活動団体(埼玉県たばこ商業協同組合連合会)と協働して、大宮駅や秩父公園周辺の清掃活動を行うとともに、ポイ捨て禁止を呼びかけるポケットティッシュを配付して、県民の意識啓発を行った。</p> <p>また、22年2月に大宮警察署、さいたま市及び清掃活動団体等との合同により、大宮駅周辺のポイ捨て防</p>

			<p>ロールを実施するなど、条例の実効性を十分に確保するための運用を行っていなかった。</p>	<p>止パトロールを行うとともに、清掃活動を実施した。</p> <p>なお、監視パトロールの強化として、22年度緊急雇用創出基金を活用した「ごみ散乱防止パトロール事業」を予定している。</p>
環境部	中央環境管理事務所	平成 21 年 3 月 6 日 (第 2061 号)	<p>平成19年度の中央環境管理事務所管内（市町村に権限移譲済みの区域を除く）の浄化槽法に基づく受検率は、同法第7条に基づく設置時検査が18.9%、同法第11条に基づく定期検査が1.2%と、全県平均の設置時検査31.9%、定期検査4.1%を大きく下回っている。</p> <p>19年度は、新規届出基数のうち設置時検査を受検しなかったものが81%を占めているが、これら未受検者に対して特段の受検指導が行われていなかった。</p> <p>20年度は文書による受検指導を始め、水質汚濁が著しい流域を対象として訪問による受検指導を行っているが、全般的な対策には至っていない。</p> <p>さらに、定期検査の未受検者に対する受検指導は、設置時検査の受検指導と併せて一部について行われているのみである。</p> <p>法定受検率の向上を図るには、管内の未受検者を迅速に把握するとともに、重点的な指導を進める必要があった。</p>	<p>平成20年度に整備した浄化槽台帳を基に、指定検査機関とも連携の上、浄化槽法第7条検査、同法第11条検査の未受検者を把握した。</p> <p>上記未受検者への文書指導を行うとともに、建築確認機関、浄化槽保守点検業者等と連携して啓発活動を実施した。</p> <p>これらの取組により、21年度の受検率は設置時検査が58.9%（検査件数：H19 392件 H21 855件）、定期検査が1.6%（検査件数：H19 1,199件 H21 1,374件）と伸長した。</p> <p>今後は、22年3月に策定した「浄化槽法定検査の受検率向上に向けた取組計画」（年次別計画）に沿って取組を進めることとした。</p>
農林部	農林総合研究センター	平成 21 年 7 月 3 日 (第 2095 号)	<p>平成15年度から19年度にかけて、納入業者に見積書、納品書及び請求書の書き替えを指示し、透明摺りメス、フラスコ、ホールピペット、丸底フラスコなど合計</p>	<p>平成21年4月10日付けで「財務事務の適正執行確保について」の文書を所内全職員に通知するとともに、全職員に対して研修を行い、備品の取得及び管理等に</p>

			<p>4,150,091円分の試験研究用の消耗品を購入したことにして、プロジェクターほか29点の備品を不正に購入した。</p> <p>また、備品出納簿に記載されている90点の備品の所在が不明であり、さらにセンター内にある500点の備品については、備品出納簿に記載されていない。</p> <p>備品の取得、管理及び処分について、著しく不適切であった。</p>	<p>ついて周知徹底を図った。</p> <p>また、消耗品の購入に当たっては、支出証拠書類に納品物品の写真の添付を義務付けるとともに納品検査に当たる分任出納員を増員し、3万円以上10万円未満の物品等の購入に際しても原則2者以上から見積書を徴取するなど再発防止に向け検査体制の強化を図った。</p> <p>さらに、所内に備品購入審査会を設置し、すべての備品購入の際に必要な性を審査するなど、予算の適正な執行にも努めることとした。</p> <p>監査の結果を受けて、所内すべての備品の一斉調査を行ってきたが、所在不明の90点の備品の所在については、25点の所在が判明したため適正に記載整理した。残りの65点については、関係課の指導に基づき再度所在不明理由を精査し、取得後10年以上経過して使用に耐えないなど判明した事由を詳細に記述して不用決定手続を行った。</p> <p>備品出納簿に記載のない500点の備品については、重複してカウントしたもの、明らかに消耗品として扱うべきもの、老朽化して使用不能なものが90点判明した。このため関係課の指導に基づき、これらを除く410点を備品出納簿に適正に記載整理することとした。</p> <p>なお、備品出納簿との照合を確実にを行うため、新た</p>
--	--	--	--	--

				に「固有番号」を付したラベルを貼って整理し、補助簿として活用できる備品出納簿の電子データ化に取り組み、照合が完了したのから備品出納簿に記載している。
教育局	スポーツ 振興課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>県立武道館の雨漏りについては、平成19年度以前から懸案になっており、指定管理者制度を導入した20年4月から7月にかけても延べ14回発生した。</p> <p>このため、20年6月4日に約79万円、6月30日に約39万円、7月30日に約65万円で、専門業者に依頼して、調査及び応急修繕を実施した。</p> <p>業者からの報告では、できるだけ早く、天窓全体のシーリング打ち替えが必要と繰り返し指摘された。</p> <p>当面様子を見ることとしたが、20年8月から21年3月にかけて延べ27回の雨漏りが発生したため、21年3月に約115万円で部分修繕を行った。</p> <p>こうした対応について、事務の遅れや財務手続きの誤りなど、以下の問題があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専門業者から天窓の全体修繕が必要との指摘を受けた時点で、費用や期間などを調査して、具体的な対策を検討すべきであった。 2 1回目の調査及び応急修繕について、複数の業者から見積書を徴取すべきところ、契約相手である1者からしか徴取していなかった。 3 2回目、3回目の調査及び応急修繕に関する業者か 	<p>下記のとおり措置を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専門業者とともに全体修繕の必要性について調査を行い、平成22年3月26日に全体修繕を終了した。 2 契約金額が10万円以上のものについては、2者以上から見積書を徴取するよう徹底した。 3 調査が終わったら速やかに業者へ報告書等の提出を求めるとともに、提出された完了通知書の検査確認を速やかに行うよう徹底した。 4 応急修繕の実施に当たっては、緊急性、必要性を適切に判断した上で、速やかな執行を心がけることとした。

			<p>らの報告書等の提出が遅れ、調査等の実施から完了検査まで約半年を要した。</p> <p>4 8月以降も頻繁に雨漏りが発生していたにもかかわらず、翌年3月まで応急修繕を行わなかった。</p>																					
危機管理 防災部	消防学校	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成20年7月25日に元荒川上流土地改良区から一級河川直排区域の排水負担金(630,250円)還付の通知を受理した。</p> <p>しかし、還付に係る歳入の調定を平成21年5月15日に処理したことは不適切であり、速やかな債権の確保に努めるべきであった。</p>	<p>債権に係る文書については、調定日、納入通知書発行日などの事務処理予定を記録させ、確認を受けるように改善し、全職員への周知徹底を図った。また、記録された事務処理予定について、決裁ラインでの適正なチェックを行い、債権管理に努めている。</p>																				
教育局	飯能高校	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成20年7月から21年10月まで、以下のとおり生徒から現金納入された全日制生徒の授業料及び諸会費の一部(滞納された一月分の授業料に満たない端数金額)を金融機関等に払い込まず保管した。最終的に21年11月に、これらを合わせて授業料に充当し、指定金融機関等に払い込んだ。</p> <p>長期に渡り現金を保管した行為は、現金収納の取扱いに照らし極めて不適切であった。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>納入日</th> <th>納入額</th> <th>端数金額</th> <th>(累計額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年 7月24日</td> <td>20,400円</td> <td>600円</td> <td>(600円)</td> </tr> <tr> <td>11月 4日</td> <td>50,000円</td> <td>500円</td> <td>(1,100円)</td> </tr> <tr> <td>12月 2日</td> <td>42,000円</td> <td>2,500円</td> <td>(3,600円)</td> </tr> <tr> <td>21年 3月 5日</td> <td>20,000円</td> <td>200円</td> <td>(3,800円)</td> </tr> </tbody> </table>	納入日	納入額	端数金額	(累計額)	20年 7月24日	20,400円	600円	(600円)	11月 4日	50,000円	500円	(1,100円)	12月 2日	42,000円	2,500円	(3,600円)	21年 3月 5日	20,000円	200円	(3,800円)	<p>生徒から納入された授業料及び諸会費の取扱いについて、長期にわたり現金を保管することなく、埼玉県財務規則等に基づき、金融機関に払い込むこととした。</p>
納入日	納入額	端数金額	(累計額)																					
20年 7月24日	20,400円	600円	(600円)																					
11月 4日	50,000円	500円	(1,100円)																					
12月 2日	42,000円	2,500円	(3,600円)																					
21年 3月 5日	20,000円	200円	(3,800円)																					

			4月 6日	20,000円	200円	(4,000円)
			10月23日	10,000円	100円	(4,100円)
			11月12日	10,000円	0円	(0円)

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
警察本部	警察学校	平成 21 年 3 月 6 日 (第 2061 号)	<p>平成 19 年度に実施した建築設備定期点検業務委託は、6 者の指名競争入札により 1,722 千円で契約を締結し、落札率は 39%であった。</p> <p>この業務委託は、建築基準法の改正により 18 年度から実施しており、落札率は 18 年度が 61%、20 年度は 70%である。</p> <p>入札時に入札金額見積内訳書を徴取していないが、このように毎年落札率が低い入札が続く場合は、入札金額見積内訳書を徴取するなど、予定価格の算出根拠となる歩掛りや単価は、実勢値との間に差が生じていないか等を検証すべきである。</p>	平成 21 年度の契約に当たっては、予定価格の積算を見直すとともに、落札業者から入札金額見積内訳書を徴取して適正な契約履行確保の検証を実施した。
環境部	温暖化対策課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>「環境教育アシスタント」は、平成 14 年度に始めた事業で、現在の登録者は 95 名、派遣実績は例年 50～60 件程度である。</p> <p>「環境アドバイザー」は、7 年度に始めた事業で、現在の登録者は 64 名、派遣実績は平成 19 年度までは 50 件程度、20 年度はやや増えたが 75 件である。</p>	<p>専門家の派遣制度が十分に活用されていない理由を検証したところ、登録者に依頼できる内容が明確でないこと、どのようなテーマで学習内容を設定するか難しいことなどがあり、利用が伸びない状況にあった。</p> <p>そこで、平成 21 年度末には登録者の主な講演内容</p>

			<p>環境問題への社会的関心は年々高まっているにもかかわらず、専門家の派遣制度が十分に活用されていない理由を分析して、制度の見直しやPRの充実など、必要な措置を講ずべきであった。</p> <p>今後は、20年度から開始した「地球にE～CO(2)と学習推進事業」も含め、環境学習の推進施策を体系的に見直す必要がある。</p>	<p>を明示するとともに、具体的な環境学習プログラムを盛り込んだパンフレットを作成し、すべての市町村や学校等に集中的に周知と活用を働きかけた。</p> <p>今後、学校ファーム(農園)をフィールドとしたアシスタント制度の活用を促進するため、環境教育アシスタントを対象とした指導案等の冊子の作成及び研修会なども実施して活用促進を図っていく。</p> <p>なお、個別の環境学習の取組を助成する地球にいいことチャレンジ事業や資材の貸出しなど環境への関心を高める事業にも積極的に取り組んでいく。</p>
産業労働部	就業支援課	平成21年10月6日 (第2122号)	<p>平成21年度に、若者自立支援センター埼玉運営事業業務委託契約(7,793千円)及び障害者雇用サポートセンター運営業務委託契約(41,650千円)を企画提案型随意契約により締結した。</p> <p>いずれの業務も、19年度は提案競技により相手方を選定し、20年度は19年度の契約相手と一者随意契約を行ったことから、20年度定期監査において一者随意契約は適切ではないことを指摘した。</p> <p>21年度は再び提案競技を行ったが、19・20年度の契約相手以外の者からは提案が得られなかった。企画提案の採用、実施に当たりそれぞれ、次のとおり不適切な点があり、結果的に一者随意契約と変わらなかった。</p> <p>1 若者自立支援センター埼玉運営事業業務委託では、提案書の募集期間が平成21年2月5日から20日までと、土、日、祝日を除くと11日間であり、広</p>	<p>1 若者自立支援センター埼玉運営事業は、国が実施する地域若者サポートステーション事業(ニートに対する総合相談窓口)と一体的に、心理相談や保護者セミナー等を実施する事業である。このため県は、平成22年度契約について見直しを行い、国が企画競争により選定した者と随意契約を締結した。</p> <p>2 障害者雇用サポートセンター運営業務については、22年度の募集要項で、県の方針や新たな提案を求めるポイントを明確にして募集を行った。</p> <p>また、受託事業所からの提案を仕様書に加え、22年度の契約を締結した。</p>

			<p>く参加者を募り、優れた提案を求めるための十分な期間が取られていなかった。</p> <p>2 障害者雇用サポートセンター運營業務の募集要項には、具体的な業務内容が示されている一方で、提案を求めたい事項などは示していない。応募者の提案内容も県が示した業務内容を踏襲したもので、新たな提案はない。</p> <p>県として新たな提案を求める事項を明確にして、募集するべきであった。</p>	
教育局	福利課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>教職員メンタルヘルス相談窓口は、県事業で 3 か所、公立学校共済組合事業で 4 か所の計 7 か所を開設している。</p> <p>同様の相談業務であるが、医師への報酬額が異なっていた。平成 19 年度から名称を統一して実施したが、この間に是正することを怠った。</p> <p>また、一人 3 回までの相談は、本人の負担をなしとしているが、相談回数の確認を行っていなかった。</p>	<p>教職員メンタルヘルス相談について、県事業と公立学校共済組合事業を統合し、公立学校共済組合の事業とすることで、医師への報酬額の違いを解消した。</p> <p>また、相談報告書の様式を平成 21 年 7 月から改正し、支払に当たり相談回数を確認することとした。</p>
危機管理 防災部	消防学校	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成 21 年度寝具類賃貸借契約について、平成 21 年 3 月に指名競争入札を電子入札で実施した。参加 6 者中 5 者は電子入札を行ったが、1 者については、電子入札ができないことを県に連絡し、了解を得て紙入札を行った。入札の結果、この紙入札をした業者が落札した。</p> <p>しかし、埼玉県物品調達等電子入札運用基準に基づく紙入札参加承認の手続きを行わずに入札を認めたことは、不適切であった。</p>	<p>埼玉県物品調達等電子入札運用基準を、再度、入札担当ラインに熟知させ、再発防止に努めた。</p> <p>また、電子入札の実施にあたって、担当者の上位の職位の者（副校長、担当部長、主任講師）が複数で、運用基準に則った処理の確認を行うなどチェック体制の強化を図り、適正な入札の執行に努めている。</p>

福祉部	埼玉学園	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成 20 年度、複合機の賃貸借契約及び複合機の複写サービスに係る単価契約（いずれも 5 年間の長期継続契約）に当たり、執行予定額の初年度分が、それぞれ 63,630 円と 149,869 円であることから予定価格調書を作成しなかった。</p> <p>契約期間全体の執行予定額は、それぞれ 636,300 円と 1,498,690 円であり、いずれも 50 万円以上であることから、予定価格調書を作成すべきであった。</p>	<p>再発防止のため、契約事務の処理に当たっては、予定価格調書の作成の要否も含め、埼玉県財務規則等関係法令を遵守し、適切な財務事務の執行に努めるよう職場会議を通じ職員へ徹底を図った。</p> <p>併せて、職場内で二重チェックを行うことにより、適正な事務処理を確保することとした。</p>
農林部	中央家畜保健衛生所	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成 21 年 1 月 5 日にアシストチューブ他の医療消耗品(59,346 円)及び防塵マスク他の医療消耗品(82,005 円)を同一業者からそれぞれ別に契約して購入した。</p> <p>埼玉県財務規則第 103 条第 2 項では、10 万円以上の契約をする際は、原則として 2 人以上の相手方から見積書を徴取することとしている。1 件の契約として 2 人以上から見積書を徴取して購入すべきであり不適切であった。</p>	<p>物品の購入に当たっては、10 万円未満の契約を含めて、財務担当者が一括して見積書を徴取し、発注することとした。</p> <p>また、埼玉県財務規則の順守について、全体会議等で財務担当者を含めた全職員に対して周知・徹底を図った。</p>
農林部	川越家畜保健衛生所	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成 20 年 5 月 19 日にプラスチック手袋他の医療消耗品(59,398 円)及びアイソジェン - L S 他の医療消耗品(94,762 円)を同一業者からそれぞれ別に契約して購入した。</p> <p>また、平成 21 年 3 月 25 日にツベルクリン他の医療消耗品(76,765 円)及びダイナビーズ(80,325 円)を同一業者からそれぞれ別に契約して購入した。</p> <p>埼玉県財務規則第 103 条第 2 項では、10 万円以上の契約をする際は、原則として 2 人以上の相手方から見</p>	<p>物品の購入に当たっては、10 万円未満の契約を含めて、財務担当者が一括して見積書を徴取し、発注することとした。</p> <p>また、埼玉県財務規則の順守について、全体会議等で財務担当者を含めた全職員に対して周知・徹底を図った。</p>

			積書を徴取することとしている。いずれも1件の契約として2人以上から見積書を徴取して購入するべきであり不適切であった。	
農林部	秩父高原 牧場	平成22年3月5日 (第2163号)	<p>秩父高原牧場管理規則第4条では、畜産業使用料及び畜産業手数料の納期限を毎四半期に係るものは当該四半期の末日としている。</p> <p>しかし、平成20年度に263件、21年度に138件あったすべての畜産業使用料及び畜産業手数料の徴収手続きにおいて、調定と納入通知書の発行が遅れたため、当該四半期の末日までに納付されていなかった。</p>	<p>秩父高原牧場管理規則に従い徴収手続を行うよう財務担当職員に周知・徹底を図るとともに、全職員に対しても周知した。</p> <p>監査受検後の徴収手続については、関係者と調整の上、畜産業使用料及び畜産業手数料が規則どおりの納付となるよう、調定と納入通知書の発行手続を行っている。</p>
県土整備部	熊谷県土 整備事務所	平成22年3月5日 (第2163号)	<p>平成21年3月に、熊谷スポーツ文化公園において、公園等建設工事(需用費)(499,800円)及び公園等建設工事(需用費)その2(499,800円)を随意契約により行った。</p> <p>2件の工事は施工箇所が隣接しており、工事内容、見積依頼日、工期が同一であり、見積合せの結果、発注した業者も同じであった。</p> <p>このような建設工事を、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>	<p>監査結果の詳細について、平成21年12月21日幹部会議で情報の共有を図り、再発防止を徹底するとともに、埼玉県財務規則及び事務の適正化について周知・徹底を図った。</p> <p>また、随意契約による発注の際のチェックリストを作成し再発防止を徹底した。</p>
教育局	大滝げん きプラザ	平成22年3月5日 (第2163号)	<p>平成21年2月から3月にかけて、配管凍結防止修繕(567,000円)、浴槽タイル補修工事(924,000円)、宿泊棟A屋根及び木工室雨漏り防水工事(693,000円)並びに宿泊棟便所スイッチ配線修理(747,600円)を実施した。</p> <p>これらは、いずれも予定価格が50万円以上であり予</p>	<p>予定価格が50万円以上のものについては、予定価格調書を作成するよう徹底した。</p>

			定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。										
教育局	騎西特別 支援学校	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成 20 年度及び 21 年度の以下の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 20 年度及び 21 年度にグリストラップ汚泥処理 (65,782 円) の委託契約を行ったが、検査調書を作成していなかった。</p> <p>2 20 年 4 月に LP ガスの単価契約 (250 円/m³) を締結した。予定価格調書には、予定単価に予定数量を乗じた額を記載していたが、予定価格は予定単価とすべきであった。</p>	<p>下記のとおり措置を講じた。</p> <p>1 産業廃棄物の処理業務委託について、埼玉県財務規則等に基づき、検査調書を作成するよう徹底した。</p> <p>2 単価契約の入札に係る予定価格について、予定単価に予定数量を乗じた額ではなく、予定単価とするよう徹底した。</p>									
教育局	久喜特別 支援学校	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成 20 年度及び 21 年度の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 21 年 3 月中に以下のとおり、同一の業者から複数回、同種の消耗品を購入した。それぞれの契約金額が 10 万円以下のため、1 者から見積書を徴取し随意契約を行ったが、計画的な予算執行を心がけ、一括発注により 2 者以上から見積書を徴取するべきであった。</p> <table border="0"> <tr> <td>トナーカートリッジ</td> <td>4 件</td> <td>230,811 円</td> </tr> <tr> <td>給食用食器</td> <td>3 件</td> <td>244,335 円</td> </tr> <tr> <td>カーテン</td> <td>3 件</td> <td>214,200 円</td> </tr> </table> <p>2 21 年 8 月 17 日に同一の業者により、汚水処理制御盤修繕(94,500 円)及び厨房屋外排水管修繕(39,900</p>	トナーカートリッジ	4 件	230,811 円	給食用食器	3 件	244,335 円	カーテン	3 件	214,200 円	<p>下記のとおり措置を講じた。</p> <p>1 物品の購入について、計画的な執行を心がけ、同種同時期の発注は一括して行い、予定価格が 10 万円以上の場合、2 者以上から見積書を徴取するよう徹底した。</p> <p>2 修繕工事について、計画的な執行を心がけ、同種同時期の発注は一括して行い、予定価格が 10 万円以上の場合、2 者以上から見積書を徴取するよう徹底した。</p>
トナーカートリッジ	4 件	230,811 円											
給食用食器	3 件	244,335 円											
カーテン	3 件	214,200 円											

			円)を執行した。それぞれの契約金額が10万円以下のため、1者から見積書を徴取し随意契約を行ったが、計画的な予算執行を心がけ、一括発注により2者以上から見積書を徴取すべきであった。	
教育局	和光南特別支援学校	平成22年3月5日 (第2163号)	平成20年度及び21年度の油水分離槽清掃業務について、計3回実施した委託業務の履行確認検査を20年8月22日、12月26日及び21年8月6日にそれぞれ行った。業務完了届の日付は20年8月31日、12月31日及び21年8月27日であり、いずれも業務の完了前に検査を行ったことは不適切であった。	再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令や産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律を再確認するとともに、産業廃棄物処理業務の履行確認に当たっては、産業廃棄物管理票を十分確認するよう徹底した。
教育局	熊谷工業高校	平成22年3月5日 (第2163号)	平成21年3月に産業廃棄物処理業務委託契約(142,275円)を締結した。契約金額が10万円以上であり、2者以上から見積書を徴取すべきところ、2者のうち1者について、事前に徴取した参考見積書をそのまま使用しており、実質的に1者からの見積書徴取となったことは不適切であった。	埼玉県財務規則に基づき、予定価格が10万円以上の見積合わせを実施する場合、2者以上から見積書を徴取するよう徹底した。
教育局	熊谷農業高校	平成22年3月5日 (第2163号)	平成20年6月と10月に産業廃棄物処理を業者に委託し、それぞれ6月11日と10月20日に完了検査を行った。 しかし、産業廃棄物管理表(マニフェスト)に記載された処分終了日はそれぞれ6月13日と10月22日であり、業務完了前に検査したことは不適切であった。	再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令や産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律を再確認するとともに、産業廃棄物処理業務の履行確認に当たっては、産業廃棄物管理票を十分確認するよう徹底した。
教育局	妻沼高校	平成22年3月5日 (第2163号)	平成20年10月に体育館1階トイレ改修工事(659,662円)を実施した。予定価格が50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかった。	予定価格が50万円以上のものについては、予定価格調書を作成するよう徹底した。

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県病害虫防除所長 鈴木 栄一

平成22年 6月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
乾燥菌体肥料	朝日工業株式会社	乾燥菌体肥料42号	主成分 - TN、TP 有害成分 - カドミウム				
混合有機質肥料	株式会社コバヤシユ ニオン	グリーンKB-S	主成分 - TN、TP 有害成分 - ひ素、カドミウム				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県病害虫防除所長 鈴木栄一

平成22年 6月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検 査 の 結 果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
米ぬか	全農パールライス東 日本株式会社	粒状米ぬか	2.07	5.72	1.81	1	53	0.07	20.1	9.80		
たい肥	朝日工業株式会社	レオグリーン特号	2.97	3.62	1.56	34	205	5.31	10.0	9.77		
	長栄建設株式会社	土ふかふか堆肥	0.89	0.32	0.48	15	95	2.15	13.8	57.79		
	株式会社コバヤシユ ニオン	彩再	5.94	5.36	0.76	39	124	5.37	5.2	13.56		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十二年六月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県病害虫防除所長 鈴 木 栄 一

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要	備考
株式会社J-オイルミルズ静岡工場 静岡県静岡市清水区新港町2番地	22.6.21 埼玉糧穀株式会社 埼玉県川越市砂68-1	乳用牛飼育用配合飼料	豊年ユニレット乳牛用	22.4	重金属 - カドミウム、鉛、ヒ素	
同上	同上	乳用牛・羊飼育用配合飼料	豊年ソヤレット乳牛用	22.4	重金属 - カドミウム、鉛、ヒ素	
同上	同上	ほ乳期子牛育成用配合飼料	豊年ソヤレットジュニア	22.5	重金属 - カドミウム、鉛、ヒ素	
同上	同上	混合飼料	豊年ファイバーフィード	22.5	重金属 - カドミウム、鉛、ヒ素	
ナショナル商事株式会社八潮工場 埼玉県八潮市浮塚574-1	22.6.24 同左	混合飼料	カップミックス	22.6	重金属 - カドミウム、鉛、ヒ素	
寿産業株式会社 埼玉県深谷市櫛引43番地	22.6.25 同左	混合飼料	パイプロゲイン	22.5	重金属 - カドミウム、鉛、ヒ素	
同上	同上	混合飼料	ドライミックス	22.6	重金属 - カドミウム、鉛、ヒ素	
同上	同上	混合飼料	パイプロアシスト	22.6	重金属 - カドミウム、鉛、ヒ素	
同上	同上	混合飼料	パイプロビーフ特号	22.6	重金属 - カドミウム、鉛、ヒ素	

全農パールライス東日本株式会社埼玉精米工場 埼玉県久喜市樋ノ口 15-1	22.6.28 同左	米ぬか	米ぬか	22.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	
---	---------------	-----	-----	------	------------------	--

- (注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
2. 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年・月	試験結果の概要											備考	
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	加沙Δ %	りん %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプトン 消化率 %	T D N %	M E kcal/kg		その他 の検査 (水分) %
株式会社 J-オイルミルズ静岡工場 静岡県静岡市清水区 新港町2番地	22.6.21 埼玉糧穀株式会社 埼玉県川越市砂 68-1	豊年ユニレット乳 牛用	22.4	25.0 以上	3.0 以上	11.0 以下	10.0 以下	0.6 以上	0.4 以上							12.1
				25.6	3.1	6.7	6.5	0.91	0.45							
同上	同上	豊年ソヤレット乳 牛用	22.4	18.0 以上	2.0 以上	11.0 以下	10.0 以下	0.5 以上	0.4 以上							11.9
				19.5	3.7	6.1	9.2	1.27	0.97							
同上	同上	豊年ソヤレットジ ュニア	22.5	21.0 以上	3.0 以上	6.0 以下	9.0 以下	0.6 以上	0.4 以上							11.9
				21.8	6.5	3.6	6.6	0.84	0.68							
同上	同上	豊年ファイバーフ ィード	22.5													10.6
				11.5	3.2	25.3	4.4	0.51	0.20							
ナショナル商事株式 会社八潮工場 埼玉県八潮市浮塚 574-1	22.6.24 同左	カップミックス	22.6													6.8
				17.5	1.5	5.8	34.0	5.84	1.44							

寿産業株式会社 埼玉県深谷市櫛引 43 番地	22.6.25 同左	バイプロゲイン	22.5	12.7	2.6	5.1	4.4	0.56	0.42							42.5	
同上	同上	ドライミックス	22.6	15.4	4.1	8.0	8.5	1.76	0.65							11.3	
同上	同上	バイプロアシスト	22.6	18.4	5.0	8.6	5.4	0.52	0.70							11.1	
同上	同上	バイプロビーフ特 号	22.6	13.4	4.4	6.2	5.0	0.51	0.63							12.2	
全農パールライス東 日本株式会社埼玉精 米工場 埼玉県久喜市樋ノ口 15-1	22.6.28 同左	米ぬか	22.6	12.8	21.8	7.7	9.8	0.04	2.27							11.8	

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量（絶対量）を示す。